

無料電話相談実施中 — 当番司法書士 —

■ 訴えられた方、訴えられそうな方のご相談

■ その他、民事一般のご相談

※当番司法書士とは、相談日ごとに担当の司法書士を決め、皆様から寄せられる法律相談に対応する制度です（ご相談対象の詳細は下記ご参照）。

電話受付時間

夕方4時～7時

月曜～金曜（祝日を除く）

☎045-641-6110

受付時間

月曜から金曜（国民の祝日を除く）毎日 午後4時から午後7時まで

相談対象

☆民事裁判を起こされた方（訴えられた方）起こされそうな方のご相談

☆民事一般のご相談（借金、貸金、相続、借地借家、登記、成年後見等）

相談中（話し中）の場合、しばらく経ってからお掛け直しいただくか、日を改めてお掛け直しいただくようお願いいたします。
神奈川県内の司法書士が交代で、皆様からの相談に応じています。

電話相談、初回の面談相談は無料です。ただし、事件の受任を希望される場合は、有料となります。

なお、経済的に困りの方には、法テラスによる法律扶助制度のご利用をご案内しております。

※法務大臣認定司法書士は、簡易裁判所事物管轄（訴額140万円以下）の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

※司法書士は、金額に関わらず、裁判所提出書類（訴状、調停申立書、破産申立書など）の作成事務を行なうこと及びこれについての相談に応じることができます（司法書士法第3条1項4号、5号）。

お問合せは：神奈川県司法書士会

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地 電話 045-641-1372